

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年 1月 9日

横浜市契約事務受任者
南区長 松山弘子

- 1 契約の概要
崩落土の撤去
- 2 履行（納品）場所
南区六ツ川三丁目62番70地先
- 3 契約日
令和元年6月17日
- 4 履行日又は履行期間
令和元年6月17日から令和元年9月30日
- 5 契約金額

5,551,200円（うち取引に係る消費税額 411,200円）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
有限会社友希土木 代表取締役 石橋明彦
南区宮元町四丁目91番地 4階 B号
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
5.21大雨災による法面崩落により、崩落土が法下の宅地に流れ、家屋、工作物に被害を与えていたことから、早期復旧を行わなければ市民生活の安全に支障が生じるため。
- 8 契約の相手方の選定理由
有限会社友希土木の代表取締役の石橋昭彦は、社団法人横浜建設業協会南区会の会員であること。また、当該業者は法面对策工事を多く施工し、社団法人横浜建設業協会南区会長である新栄重機土木株式会社の代表取締役新井正和からの推薦もあり契約の相手方に選定した。
- 9 所管課
南区南土木事務所